

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月28日（水）午後3時00分から午後3時38分

2. 開催場所 八代市役所仮設庁舎 東棟2階21号会議室

3. 出席委員（16人）

会長	1番	白石勝敏
	3番	松本秀昭
	4番	萩本一浩
	5番	平野英明
	6番	光永信一
	7番	高野康喜
	8番	門田静子
	9番	中村道一
	10番	田口一廣
	11番	中村和人
職務代理者	13番	杉本秀雄
	14番	本田友治
	15番	吉永安圭美
職務代理者	16番	萩本厚生
	17番	内田孝光
	18番	深田 智

4. 欠席委員（2人）

2番	中野敏憲
19番	寺田 浩

5. 出席推進委員（11人）

福島正一
中西千代志
宮本貞義
渡邊康之
西田政彦
吉田寛実
石田雄一
橋本一郎
上原 誠
田崎千明
長井三規

6. 議事日程

第1	議案第20号	農地法第3条（委員会）について
第2	議案第21号	農地法第4条（知事）について

- 第3 議案第22号 農地法第5条（知事）について
 第4 議案第23号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
 第5 議案第24号 【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）について

7. 農業委員会事務局職員

局長	泉 宜孝
主幹兼係長	宮野 優
参事	橋本周斉
主事	桑野 直
主事	平川祥子
主事	北村有希

8. 会議の概要

事務局長	<p>皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、今から始めさせていただきます。着座にて御説明致します。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、今回も前回同様、国・県が示した「新しい生活様式」を用い、総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。</p> <p>御発言につきましては、あちら、会場内1か所に設けております発言台でお願い致します。</p> <p>総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭で発言していただきます。</p> <p>以上、委員の皆様方には大変御不便をおかけしますが、御理解と御協力をお願い致します。</p> <p>それでは、ただ今から7月の総会を開会したいと思います。</p> <p>本日は、東陽の中野委員、そして泉の寺田委員からは欠席の連絡が入っております。本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>皆さん、こんにちは。毎日暑い日が続いております。健康に注意されまして、頑張ってくださいと思います。</p> <p>今月は現委員による最後の総会となりました。8月の改選で本委員会を去られる委員さんは3年間の任期、大変お疲れ様でした。本来ならば、委員全員で慰労会を開催したいところですが、御存じのとおり、現在も全世界にわたり猛威をふるっている新型コロナウイルスにおいては、開催することはできない状況下にあります。このことは、昨年実施予定であった忘年会や研修旅行など、相次ぐ中止をせざるを得ないことで残念であり、いち早く、新型コロナ感染拡大の収束を願いたいばかりです。</p> <p>それでは、総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様の御協力をよろしくお願</p>

い申し上げ、ただ今より7月の農業委員会総会を始めます。

最初に、本日の議事録署名委員を指名します。

6番 光永信一委員、7番 高野康喜委員にお願い致します。

それでは、議事に入ります。

議案書のとおり進行しますので、よろしく申し上げます。

議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

議案第20号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、議案書1ページから2ページのとおり、付議致します。

今月の所有権移転申請は、売買による取得が1件、贈与が1件ありました。

地目は、田4万748平方メートル、畑541平方メートル、計4万1,289平方メートルです。

内容につきましては、議案書記載どおりです。

これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

御審議方、よろしく申し上げます。

議長

ただ今、事務局から説明がありました案件について、各担当委員さんから説明をお願い致します。

1番、麦島。

推進委員

植柳・麦島の吉田です。1番について説明致します。

7月26日、中村委員さんと現地調査を行いました。申請地は中北町、〇〇〇〇〇〇〇〇より〇〇へ約△△△メートル位の田んぼになります。自分の田んぼの隣が荒れた状態で、買いたいということで相談をされ、少しお金はかかりましたけど、買われて今日の総会に提出されたもので、何ら問題はない、と思っておりますが、審議方よろしく申し上げます。

議長

2番、鏡。

推進委員

鏡担当の田崎です。申請番号2番について御説明します。

25日、農業委員の吉永さんと共に現地確認にまいりました。申請地は〇〇地区内にある水田で、水稻を植えてあり、活用されておりました。何ら問題はないかと思っております。

また、申請者、〇〇地区の中核農家として頑張っておられます。また、親子間の贈与ということで何ら問題はない、と考えます。審議方、よろしく申し上げます。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議案第21号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第21号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案書3ページのとおり付議致します。

今月の申請は2件で、その内容は議案書記載のとおりです。

それでは、最初に、農地転用許可の立地基準について説明致します。

1番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、2番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、一般基準について説明致します。

農地転用の確実性や周辺農地に今まで悪影響を及ぼしていないことなどから、全ての案件が、許可は可能と判断しました。

それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、八千把。

推進委員

八千把担当の中面です。申請番号1番について説明します。

申請地は古閑中町の〇〇マンションの道路を挟んだ北側にあたり、現況、コンクリート、自宅までの進入路として利用されている農地で、昭和52年に農業用倉庫を建築したとき、南側市道からの進入路を整備されましたが、転用許可を受けずに行っていたことが判明したため、今回の申請となりました。何ら問題はないと思います。審議をお願いします。

議 長

2番、金剛。

推進委員

金剛担当の石田です。申請番号2番について、説明します。

25日、内田委員さんと現地調査を行いました。場所はJA南部支所から〇の方向約△△キロの住宅地の中心部です。今回、建物の老朽化に伴い、リフォームをされる際、申請地が畑であることが判明し、許可申請となりました。周りは住宅や4メートルの道路に面しており、何ら問題ないと思います。御審議方、お願いします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議案第22号、農地法第5条の規定による許可申請について、御審議いただきますが、2番については〇〇推進委員の同居の親族に関する方が申請人ですので、最初に審議したいと思います。八代市農業委員会会議規則第16条の規定により、この案件の審議が終わるまで、〇〇推進委員の退席を求めます。

(〇〇推進委員 退席)

では、最初に2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局

議案第22号、農地法第5条の規定による許可申請について、議案書4ページから8ページのとおり付議致します。

今回の申請は所有権移転が12件、賃貸借権が2件、使用貸借権が2件の合計16件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

4ページをお願いします。

それでは最初に、2番の案件について、農地転用許可の立地基準について説明致します。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。

次に、一般基準について、説明致します。

農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、一般基準についても、許可は可能と判断致しました。

それでは、御審議方、よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

2番、八千把。

4番

八千把担当の萩本です。申請番号2番について、説明します。

申請地は海士江のセブンイレブン〇側△△メートル辺りのところですが、現況畑として利用されている農地で、建売住宅1棟を建築したいといった申請になります。周りが住宅地なので、何ら問題がないと思いますが、審議お願い致します。

議長

この件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

挙手全員ということで、認めることと致します。

ここで、〇〇推進委員の退席を解きます。

それでは、審議を再開します。議案書の2番以外について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、改めまして2番の案件以外について、農地転用許可の立地基準について

説明いたします。

1番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

次に、3番から、7ページの12番までの案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

なお、5番、6番及び12番の案件については、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

8ページをお願いします。

次に、13番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。

次に、14番の案件ですが、申請地は農振農用地区域内にある農地に区分され、転用者は、畜産業や太陽光発電業務及び電力の販売などを営む法人で、千丁町古閑出の田の一部に平成30年8月21日付けの転用許可に基づき、営農型太陽光発電設備を設置し、3年間の一時転用期間の満了に伴い、さらに2年間の一時転用の更新を行うものです。土地利用計画の内容は、引き続き下部の農地でアシタバ、アシタバはセリ科の薬効のある植物で古くから食用にされ、主に青汁の原料、を栽培し、上部で太陽光発電設備を設置し、発電事業を継続する計画です。

また、設備の内容は支柱の高さ3メートルから3.7メートルで、太陽光パネル558枚、発電容量152.3キロワット、遮光率は79パーセント程度であり、パネルの直下面積は1,002.96平方メートルです。なお、発電所の完成が令和元年8月であったため、定植は令和2年2月となり、定植後から7月にかけて順調に成長し、7月下旬には収穫できる見込みでしたが、令和2年7月豪雨の影響によりまして、一部が根腐れを起こし、また、当初計画していた出荷先からの要請もなく、ほかの出荷先を模索していたこともあり、1年目の出荷が令和2年11月となっております。さらに、一部に種ができてしまったため、令和3年に補植して、本格的な収穫は植え付け2年目となっており、令和2年11月から令和3年6月までの8か月間の出荷量は1,272.5キログラムで、10アール辺りに換算すると1,114キログラムとなり、基準値の10アール辺りの、収穫量は1年間で2,000キログラムであることから、収量実績は55.7パーセントとなっております。しかし、残り4か月分の収穫見込み量を勘案すると、年間1,671キログラムで、83.5パーセントとなり、また、知見者からの意見書においても、営農型太陽光発電設備でのアシタバ栽培について、栽培や収量に影響がなく、適切であるとの意見がなされています。

よって、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制

い致します。

議 長

5番、宮地。

推進委員

代陽・太田郷担当渡邊です。宮地につきましては、前回より太田郷を担当しておりますので御報告申し上げます。

申請番号5番、西宮町。申請地は八代地域振興局〇側△△△メートル、八代災害ボランティアセンターの〇側にあります。申請地につきまして、所有者の方が平成27年に父から相続され、平成12年ごろから保育園の園庭、職員の駐車場として利用されていまして。今回それが転用できていなかったということでしたので、今回の申請にいたりまして。

保育園の園児のための園庭及び職員の駐車場が不足しているため、今後も引き続き利用したいとのことでした。何ら問題はないと思います。御審議方、よろしくお願い致します。

議 長

6番、龍峯。

推進委員

龍峯の西田です。申請番号6番について、説明します。

申請地は八代インターより△△△メートル〇側、国道3号線より△△メートル〇側の集落地です。現況は公道として利用されていますが、地目は、譲渡人の〇〇さんの私有地の畑で登録してあります。無断転用で始末書が出ております。譲受人の〇〇〇〇の息子さんが現在、松橋に住んでおられますが、今回自宅の敷地に住宅を建設したいとのことです。申請地が直接道路へ接地していないということで、金融機関からの融資を受けられないとのことでした。したがって、譲渡人の〇〇さんより公道として利用されている畑を譲渡してもらい、地目を変更し、融資を受けたいとのことです。本申請地は既に公道として利用されており、何ら問題はないと思われまます。御審議のほど、よろしくお願い致します。

議 長

7番、植柳。

推進委員

植柳・麦島担当の吉田です。7番から12番について、説明致します。

まず、7番。7月26日、中村委員さんと現地調査を行いました。申請地は植柳新町南部幹線より〇へ約△△△メートル位のところにあります。ここに個人住宅拡張をしたいとのこと。何ら問題はないかと思いますが、審議方、よろしくお願い致します。

続きまして8番について説明いたします。申請地、同じく植柳新町、南部幹線より

〇へ約△△メートル位で、ここに個人住宅を建設したいとのことです。問題はないかと思いますが、審議方よろしくお願ひ致します。

続きますして9番。申請地は古城町、麦島コミュニティセンターより〇へ約△△△メートル位の住宅地の中にありまして、ここに太陽光発電施設を建設したいとのことです。問題はないかと思いますが、審議方よろしくお願ひ致します。

続きますして11番。申請地古城町、麦島大神宮〇側の隣接になります。ここに店舗兼住宅とドッグランを建設したいとのことです。何ら問題はないかと思いますが、審議方よろしくお願ひ致します。

続きますして12番。申請地は麦島東町、3号線より〇へ△△△メートル位のところにあります。〇〇〇〇が資材置場として使われていますが、そのまま使われたいとのことで、無断転用となっております。問題はないかと思いますが、審議方よろしくお願ひ致します。

議 長

13番、日奈久。

推進委員

日奈久担当の橋本です。申請番号13番について説明致します。

7月26日、杉本委員と現地を確認、調査してきました。申請地は日奈久中西町西宝寺と天真保育園の間にあります。転用目的は〇〇〇〇〇駐車場として利用されることであり、排水についても駐車場ですので、生活排水及び汚水は発生せず、雨水は地下浸透により処理です。隣接地は全て、譲受人の〇〇さんの所有の土地であり、駐車場を作られても何ら問題ないかと思いますが、御審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長

14番、千丁、お願ひします。

推進委員

申請番号14番、千丁、担当委員の上原です。

7月26日、農業委員深田さんと他3名で現地確認と耕作者〇〇さんと会いました。場所は、農免道路昭和千丁信号機より〇〇へ△△△メートルのところですが、申請の理由は、先程事務局より説明のあったように営農型太陽光の2年延長の願ひでございます。本人は宮崎県に行き、勉強して8割達成するよう頑張りたいということで、御審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議 長

15番、鏡。

推進委員

鏡担当の長井です。15番と16番について御説明致します。

15番、7月25日に現地を確認してまいりました。申請地は有佐小学校から〇〇へ△△△メートルの所にあります。また、借主の〇〇さんは貸人の〇〇さんの娘の夫

で、この度、家を新築したいということで、奥さんの実家の〇隣り、この申請地に家を建てたいということでした。何ら問題はないかと思えます。御審議よろしくお願い致します。

また、16番は〇〇ですが、有佐小学校から〇へ△キロ行った場所でございます。氷川町の〇〇さんが個人住宅を新築したいということで申請されております。何ら問題はないと思えます。よろしくお願い致します。

議 長 以上の案件につきまして、皆さんから何か質問ございませんか。

議 長 では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員ということで認めることと致します。よって、申請を許可致します。ただし、14番の千丁については、営農型太陽光発電施設ですので、県の諮問会議に許可相当として進達します。

議案第23号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第23号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を、議案書9ページから23ページのとおり付議致します。

今月は貸借権設定が23件、面積は13万5,583.37平方メートル、所有権移転が5件、面積は3万2,580平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や農作業の常時従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断されます。

なお、この基盤強化法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得税の特別控除が受けられる優遇措置が取られますので、農地として売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますよう、お願い致します。

来月8月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、8月11日水曜日を予定しています。

現時点で関係する地区は、郡築二番町、鏡町宝出、鏡町下村の予定です。地区の担当委員さんには、農業公社との調整ができ次第、日程を連絡しますのでよろしくお願い致します。

以上です。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さんから何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

議案第24号、農地中間管理機構等による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第24号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理権の取得、農用地利用集積計画を議案書24ページから26ページのとおり付議致します。

今月の農地中間管理権の取得は、賃借権設定が5件で、面積は3万2,097平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断されます。

議案第24号の説明につきましては以上です。

議 長

ただ今事務局から説明がありましたが、皆さんから何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これは農地中間管理機構等による農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

本日本日の議案は全て終了しました。

今月は、許可不要転用届並びに農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知がありましたので報告します。

これをもちまして、7月の八代市農業委員会を閉会致します。

皆様お疲れさまでした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和3年7月28日

八代市農業委員会 会長 _____

八代市農業委員会 委員 _____

八代市農業委員会 委員 _____